

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年6月19日 |
| 【会社名】 | A G S 株式会社 |
| 【英訳名】 | AGS Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 中野 真治 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長中野真治は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠している。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」という。)について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びに発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断し、各事業拠点の連結会計年度の売上高(連結会社間取引取消去後)の概ね2/3以上に達している1事業拠点を重要な事業拠点とした。売上高を指標とした理由は、複数の事業拠点の財務報告の重要性を評価する上で、売上高が事業活動の規模を最も適切に表す指標であり、各事業拠点の事業上の重要性及び財務報告に与える影響度を客観的に評価できると判断したためである。なお、選定指標から外れた事業拠点について、追加で評価範囲に含めるべき事業拠点がないかを検討した。

そして、重要な事業拠点では、情報処理サービスやソフトウェア開発事業などを行っているため、事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、契約資産及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な見積りの不確実性を伴う等、財務報告への影響が大きいと判断した勘定科目に関連する以下の業務プロセスを評価対象とした。

- ・ 当社の固定資産、投資有価証券、繰延税金資産及び負債、未払法人税等及びその他の引当金等について、見積りや判断を伴うことから、当該勘定科目に係る業務プロセス
- ・ A G S ビジネスコンピューター株式会社について、売上高に一定の規模及びリスクがあることから、当該勘定科目に係る業務プロセス

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。